

DX Suite リザーブドリクエスト追加約款

「DX Suite」の利用者（利用者となる予定の者を含みます。以下「【利用者】」といいます。）からスターティアレイズ株式会社（以下「【レイズ】」といいます。）に対し、リザーブドリクエストが申し込まれ、これを【レイズ】が承諾した場合、「DX Suite」の利用（【利用者】がDX Suiteを第三者に利用させることを、【レイズ】が許諾している場合、当該第三者に利用させることを含みます。以下、同じ。）について基本となる契約（以下「本契約」といいます。）に加えて、次の条項（以下「追加約款」といいます。）が適用されるものとします。本契約と追加約款とが矛盾する場合、追加約款が優先します。

第1条（リザーブドリクエストの内容及び付与）

1. 「リザーブドリクエスト」とは、「DX Suite クラウド 価格表」、「DX Suite Standard 価格表」又は「DX Suite Pro 価格表」のうち、本契約の料金体系（プラン）に対応するもの（以下、単に「価格表」といいます。）によれば「リクエスト料」が発生すべき場合に「リクエスト料」を発生させることなく、DX Suite を利用することができる地位をいいます。なお、価格表に記載されている「初期費用」や「サービス基本料」は、リザーブドリクエストを適用するか否かにかかわらず、価格表にしたがい発生します。
2. 【利用者】には、申込書に記載した金額分の「リザーブドリクエスト」が付与されるものとします。
3. 「リザーブドリクエスト」の有効期間は、【利用者】が指定した利用開始希望日と【レイズ】が「リザーブドリクエスト」の申込みを承諾した日のうち、いずれか遅い日から起算し、180日間とします。

第2条（リザーブドリクエストの対価）

1. 【利用者】は、【レイズ】に対して、「リザーブドリクエスト」の対価として、DX Suite リザーブドリクエスト価格表に記載された税別金額及びこれに対する消費税等相当額を支払うものとします。【利用者】は、当該合計額を、「リザーブドリクエスト」の有効期間の開始日の翌月末までに、【レイズ】の指定する銀行口座へ振り込む方法により支払うものとします。
2. 消費税率の改定があり、「リザーブドリクエスト」の対価のうち全部又は一部に新税率が適用される場合、別途調整を行うこととします。

第3条（リザーブドリクエストの充当）

1. 【利用者】が有効な「リザーブドリクエスト」を保有する場合、価格表によれば「リクエスト料」が発生すべき本サービスの利用1円分のリクエスト（リクエスト時に有効な価格表上のリクエストあたり単価により計算します。）につき、1円分の「リザーブドリクエスト」が充当され、当該「リザーブドリクエスト」は、その有効期間にかかわらず、消滅するものとします。
2. 「リザーブドリクエスト」の充当は、次に掲げる区分の利用について（①、②の順に、かつ、区分内では利用の時系列順に）行われます。
 - ① 有効期間の開始日が各月の初日以外の日である場合、当該月の初日から「リザーブドリクエスト」の有効期間の開始日の前日までになされた利用で、価格表によれば「リクエスト料」が発生すべき利用
 - ② 「リザーブドリクエスト」の有効期間の開始日以降の利用で、価格表によれば「リクエスト料」が発生すべき利用
3. 【利用者】が有効期間の異なる複数の「リザーブドリクエスト」を保有する場合、有効期間の終了日が早く到来すべきものから順に充当されます。

第4条（その他の条件）

1. 有効期間内に充当されなかった「リザーブドリクエスト」は、失効するものとし、第2条に定める「リザーブドリクエスト」の対価の返還も行われずものとします。また、有効期間内に、本契約が終了した場合その他事由の如何にかかわらず、同対価の返還は行われずものとします。
2. 【利用者】は、「リザーブドリクエスト」について、第三者に対して、譲渡、担保としての供与その他の処分をすることができません。

3. 「リザーブドリクエスト」は、【レイズ】が、サーバの処理能力等を【利用者】のために確保したり、【利用者】の利用を他の利用者に優先したりすることを内容とするものではありません。
4. 「DX Suite (クラウド) 利用約款」第13条及び第19条の規定は、追加約款に準用します。

以上

2019年8月30日制定 2019年10月1日適用開始

2019年12月26日改定 2020年4月1日適用開始

(ただし、上記適用開始日より前に有効期間が開始した「リザーブドリクエスト」については従前の例によります。)